

# 彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会規程

平成11年9月10日  
管理委員会告示第2号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法194条の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 組織

### (委員長の選挙)

第2条 委員長は、委員会において、委員の中から投票によりこれを選挙する。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 前2項の規定による選挙を行う場合においては、年長の委員が臨時にその選挙に関する事務を担当する。

### (公職選挙法の準用)

第3条 前条第1項の規定により行う選挙については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第46条第1項及び第4項、第48条、第68条第1項並びに第95条第1項本文及び第2項の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、委員会がこれを決定する。

### (委員長の氏名等の告示)

第4条 第2条の規定による選挙の当選人が当選を承諾したときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

### (委員長が欠けた場合の選挙)

第5条 委員長が欠けるに至ったときは、その日から10日以内において、速やかにその選挙を行わなければならない。

### (委員長の任期等)

第6条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が退職しようとするときは、その理由を添えて退職願を委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

### (委員の退職)

第7条 委員が退職しようとするときは、その理由を添えて退職願を委員長に提出しな

ければならない。

(委員長及び委員の退職等の場合の告示)

第8条 委員長又は委員が退職したとき及び委員の欠員を補充したときは、委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

### 第3章 権限

(委員長の担任する事務)

第9条 委員長は、法令で定めるもののほか、おおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 書記その他の職員の任免、給与及び服務等に関すること。
- (4) 公印及び書類の保管に関すること。
- (5) その他委員会の庶務に関すること。

(専決処分)

第10条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、これを次の会議に報告しなければならない。

### 第4章 召集及び会議

(委員会の招集)

第11条 委員長が委員会を招集しようとするときは、その旨を告示し、かつ、委員にこれを告知しなければならない。

2 委員が委員会の招集を請求しようとするときは、文書をもってし、会議に付すべき事件を示して、これを委員長に提出しなければならない。

(告示事項等)

第12条 前条第1項の規定による告示及び告知には、委員会招集の日時、場所及び案件を記載しなければならない。

2 前条第2項の規定により召集するときは、併せてその旨を記載しなければならない。

(欠席の届出)

第13条 委員は、委員会に出席することができないときは、その理由を示して、なるべく速やかにこれを届け出なければならない。

(会議録の調製)

第14条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させるものとする。

2 会議録には、委員長及び委員長の指名する2人の委員が署名しなければならない。

(議事手続の準用)

第15条 法令及びこの規程に定めるもののほか、委員会の開閉、議案の審査、議決等委員会の会議については、彩の国さいたま人づくり広域連合議会会議規則の例による。

#### 第5章 書記の職

(委員会に置く職)

第16条 委員会の事務を処理するため、委員会に次の表の左欄に掲げる書記の職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
書記長	委員長の命を受け、委員会の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
主 幹	書記長を助け、職員の担任する事務を監督し、委員会の事務を整理する。
主 査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
主 任	上司の命を受け、委員会の事務で相当困難なものに従事する。
主 事	上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

#### 第6章 文書

(文書)

第17条 起案文書は、書記長を経て、委員長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件であって、委員長が特に指定したものについては、書記長においてこれを専決処分することができる。

第18条 選挙管理委員会の文書の記号は、「彩広域連合選」とする。

第19条 前2条に定めるもののほか、文書に関し必要な事項は、彩の国さいたま人づくり広域連合文書規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第4号）の例による。

#### 第7章 公印

(公印)

第20条 委員会及び委員長の公印の名称、寸法及びひな形は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、彩の国さいたま人づくり広域連合公印規程（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合訓令第5号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日選挙管理委員会告示第3号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

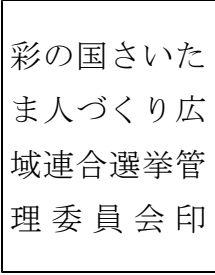
附 則（平成14年2月27日選挙管理委員会告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日選挙管理委員会告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第20条関係）

名 称	寸 法 (ミリメートル)	ひ な 形
彩の国さいたま 人づくり広域連 合選挙管理委員 会印	方 27	
彩の国さいたま 人づくり広域連 合選挙管理委員 会委員長印	方 27	